令和2年 第6回栗原市農業委員会総会議事録

令和2年6月26日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和2年第6回栗原市 農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 事務報告

日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について

日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について

日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 8 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第 3号 農地転用事業計画変更承認申請について

日程第10 議案第 4号 農用地利用集積計画について

日程第11 議案第 5号 農用地利用配分計画について

日程第12 議案第 6号 非農地証明願について

日程第13 議案第 7号 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を定めることについて

日程第14 議案第 8号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員 会委員の選任について

1 出席委員 (22名)

1番 三 浦 2番 大 黒 昭 夫 委員、 正勝委員、 優俊委員、 3番 阿 部 一 信 委員、 4番 吉 田 敬 一 委員、 5番 岩 淵 6番 佐 竹 きみ子 委員、 8番 大場 裕 之 委員、 9番 曽 根 金雄委員、 10番 千 優子委員、11番鈴木 春江委員、 葉 正一委員、 12番 尾 形 陽一郎 委員、 13番 及川 14番 多 田 仁 一 委員、 吉司委員、 15番 佐々木 英俊委員、17番 岩渕 弘 委員、 16番 菅 原 弘 委員、 19番 佐 藤 勝委員、 18番 佐々木 和義委員、21番秋山 憲義委員、 20番 狩 野 嘉彦委員、24番鈴木康則会長 22番 米 山

2 欠席委員 (2名)

7番 狩 野 善 典 委員、

23番 黒 澤 光 啓 会長職務代理者

3 議事に参与した者

 事務局長
 二階堂
 賢

 事務局長補佐
 小山 雅 規

 農地農政係 主 査 高 橋
 潤

 農地農政係 主 査 白 鳥
 峻

 農地農政係 主 事 千 葉 和 哉

 農地農政係 主 事 菅 原 佑 太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。 只今から、令和2年 第6回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長

ただいまの出席委員は、21名であります。 定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

欠席・遅刻の通告があります。

議席番号 7番 狩 野 善 典 委員

議席番号23番 黒 澤 光 啓 会長職務代理者から、所要のため欠席する旨の、

議席番号20番 狩 野 和 義 委員から、所要のため遅刻する旨の通告がございます。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。なお、議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、議席番号 8番 大 場 裕 之 委員、

議席番号10番 千 葉 優 子 委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

一「異議なし」一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、令和2年5月28日から令和2年6月26日までに実施した事務事業等の報告並びに、令和2年6月29日から令和2年7月27日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告します。

第2区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田1筆 862㎡を、排水不良のため約50cmの盛土による耕作条件の改善を行い、完了後は転作田としてブルーベリー等を作付けする予定の 旨の1案件を説明。

議長

次に、去る6月22日、議席番号3番 阿部 一信 委員、農地利用最適化推進委員の 佐々木 剛 委員及び 阿部 正一 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果 の報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

佐々木 剛 推進委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る6月22日月曜日に4名にて現地確認を行いました。

届出地については、隣接する土地と比較しますと一番低く窪地となっており、排水が悪く、転作田としてブルーベリーを作付けするため盛土をするもので、周辺農地への影響はないものと判断し、特に問題がないものと確認してまいりましたので、報告いたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いた します。

第1区の番号1番の1案件、第3区の番号2番の1案件、併せて2案件について、事務 局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田3筆 7,645㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権解約の1案件、

第3区の番号2番は、鶯沢地区の田8筆 12,847㎡、贈与のためによる基盤法の賃貸借権解約の1案件、

以上、2案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、 報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件、第3区の番号2番の1案件、併せて2案件について、事務 局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田2筆 4,674㎡及び畑1筆 276㎡、合計 4,950㎡、贈与のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件、

第3区の番号2番は、栗駒地区の田6筆 6,775㎡、双方合意による基盤法の使用 貸借権設定解約の1案件、 以上、2案件を説明報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から5番までの、5案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田2筆 287㎡、経営規模拡大による所有権移転売 買の1案件、

番号2番は、築館地区の田5筆 16,921㎡及び畑2筆 4,334㎡、合計 21,255㎡、親からの経営継承による所有権移転贈与の1案件、

番号3番は、高清水地区の畑1筆 769㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1 案件、

番号4番は、一迫地区の田2筆 2,456 m²、相手方の要望による所有権移転贈与の 1案件、

番号5番は、一迫地区の田2筆 4,674㎡、及び畑1筆 276㎡、合計 4,950㎡、親からの経営継承による所有権移転贈与の1案件、

以上、5案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る6月19日、議席番号1番 三浦 正勝 委員、農地利用最適化推進委員の 熊谷 初美 委員 及び 佐藤 秀男 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果 の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 秀男 推進委員から報告願います。

佐藤 秀男 推進委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、去る6月19日金曜日に、 4名にて現地確認を行いました。

案件の詳細については事務局から説明があったとおりでございますが、財産処分による 売買や贈与、親子関係の経営移譲による贈与となっており、許可にあたっては審査基準に ある全部効率利用要件や地域調和要件を鑑みますと、特に問題はないものと判断いたしま した。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第2区の番号6番から9番までの4案件を審議いたします。 それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号6番は、若柳地区の田1筆 2,929㎡、経営の合理化による所有権移転売買の1案件、

番号7番は、若柳地区の田1筆 623㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案 件

番号8番は、金成地区の田1筆 4,196㎡、夫婦間での贈与による所有権移転贈与の1案件、

番号9番は、志波姫地区の畑1筆 547㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1 案件、

以上、4案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、阿部 正一 推進委員から報告願います。

阿部 正一 推進委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について、去る6月22日月曜日、4名 にて書類審査及び現地確認を行いました。

6番から9番までの案件の詳細については、事務局から説明があったとおりでございまして、いずれも労力不足等による売買、それから夫婦間の贈与となっており、許可にあたっては、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

一「質疑なし」一

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号10番から15番までの、6案件を審議いたします。 それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号10番は、栗駒地区の田1筆 82㎡、相手方の要望による所有権移転贈 与の1案件、市外者取得案件につき詳細説明、

番号11番は、栗駒地区の田3筆 2,008㎡、経営の合理化による賃貸借権設定の 1案件、

番号12番は、鶯沢地区の畑1筆 895㎡、

番号13番は、鶯沢地区の田8筆 12,847㎡、及び畑1筆 368㎡、合計 13,215㎡、いずれも、親からの継承による所有権移転贈与の2案件、

番号14番は、花山地区の田4筆 14,262㎡、相手方の要望による所有権移転売 買の1案件、

番号15番は、花山地区の畑4筆 27,517㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

以上、5案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る6月22日、議席番号10番 千葉 優子 委員、農地利用最適化推進委員の 佐藤 東一 委員 及び 佐藤 憲一 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の 報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

佐藤 東一 推進委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について、去る6月22日月曜日に鶯沢 総合支所において、4名で書類審査及び現地確認を行いました。

- 10番については、事務局の詳細説明のとおりであります。
- 11番については、相手方の要望により経営の合理化による賃貸借県設定、

- 12番・13番については、親子関係による農業後継者へ贈与、
- 14番については、労力不足のため所有権移転売買、
- 15番については、労力不足のための賃貸借設定であります。

許可に当たっては、いずれも審査基準を満たしているものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から 15番までの15案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

一「異議なし」一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から15番までの15案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番・2番の2案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 310㎡を所有権移転売買により譲り受け、 住宅用地として転用し、一般個人住宅1棟及び駐車場2台分を建築造成するものであります。

農地区分は、都市計画区域内で第2種中高層住居専用地域に指定されていることから、

第3種農地に該当する旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田6筆 5,501㎡を賃貸借権設定により、工場用地として 転用し、計画予定区域内にある公共物については栗原市から払い下げを受け、自動車整備 工場、事務所及び駐車場56台分を建築造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当するが、転用内容が既存の事業用地の拡張であり、拡張面積が既存敷地面積の2分の1以下であるので、不許可の例外規定に該当するもの。

また、申請地については、令和元年7月31日付けで、農業振興地域整備計画の農振農 用地から除外となった土地であり、30アールを越えていることから7月17日に開催さ れる宮城県農業会議の常設審議委員会での審議案件である旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、1番、三浦 正勝 委員から報告願います。

1番 三浦 正勝 委員

議案第2号 農地法第5条の許可申請について、去る6月19日、金曜日に4名にて、 書類審査及び現地確認を行いました。

1番については、個人住宅建築のための所有権移転売買でありますけれども、周囲はすでに宅地化が進んでいる中にある畑であり、都市計画区域内にあり、転用許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

2番については、会社役員が所有する田を自ら経営する有限会社へ賃貸借契約をして、 自動車整備工場及び事務所、駐車場等を建築する案件であり、公衆用道路と水路が含まれ ておりますが、先ほどの事務局の説明のとおり栗原市との払い下げ協議は済んでいるとい うことでありました。田は遊休農地化しており、全体が窪地になっており、かなり盛土が 必要であると見受けられました。

今回の申請地は大きな面積となっておりますが、申請面積が既存面積の2分の1以内であること、また、周辺には民家が点在しておりますが、騒音の心配も少なく、立地基準・申請目的実現の確実性・周辺農地の営農条件への支障等を鑑みますと、許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

以上、2案件につきまして、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の田2筆 2,028㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設の設置と管理用駐車場1台分を建築造成するものであります。

農地区分は、若柳総合支所からおおむね300m以内にある農地であることから、第3種農地で取り扱う旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

佐々木 剛 推進委員

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、去る6月22日の月曜日に4名にて現地確認を行ってまいりました。

申請地の周辺は水田ではありますが、若柳総合支所と高校に囲まれており農地としては あまり生産性が良い水田ではないと確認してきました。また、申請地の北西側にはすでに 太陽光発電施設が設置されており、許可に当たっては、特に問題はないものと判断してま いりました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号4番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号4番は、栗駒地区の畑2筆 498㎡を所有権移転売買により譲り受け、 宅地用地として転用し、一般個人住宅及び車庫兼用の物置を各1棟建築し、駐車場4台分 を造成するものであります。

農地区分は、2種類以上の埋設管が整備されている道路に沿道しており、500m以内に2つの医療機関が存在することから第3種農地に該当する旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

佐藤 憲一 推進委員

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、去る6月22日の月曜日に4名にて現地確認を行ってまいりました。

申請地については、周囲は市営住宅や民間のアパート等が点在し、完全に宅地と認められる場所であり、許可に当たっては、特に問題はないものと判断してまいりました。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から 4番までの4案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

―「異議なし」―

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から4番までの4案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第9、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。

第3区の番号1番の1案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号1番は、花山地区の田1筆 3,190㎡のうち235.8㎡、農地区分は、 栗原市農業振興地域整備計画の農用地に指定されている土地であるため、農用地区域に該 当するもの。変更前の実施状況は未実施となっており、申請人が以前、携帯基地局設置に 伴う資材置場として、一時転用の許可を受けていたものを、基地局設置工事の全体計画の 工期に変更があったことから、それに合わせて一時転用期間を変更する旨を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、10番 千葉 優子 委員から報告願います。

10番 千葉 優子 委員

議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請について、去る6月22日の月曜日に4名にて現地調査を行ってまいりました。

ただ今、事務局から詳細な説明及び備考欄のとおり、携帯基地局設置計画を全体的に見直しし変更したものであり、その準備ができたことによって工期を変更するものであります。申請地の農地を含めた一体は、草刈りがされ管理されておりましたので、問題ないものと判断してまいりました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

- 「異議なし」-

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。 はじめに、第1区の番号1番から5番までの、5案件を審議いたします。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の田1筆 1,716㎡、所有権移転売買の1案件、番号2番は、一迫地区の田1筆 2,203㎡、

番号3番は、一迫地区の畑1筆 613㎡、いずれも、所有権移転売買の2案件、

番号4番は、一泊地区の田1筆 8,609㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、

番号5番は、一迫地区の田2筆 3,957㎡、農地中間管理事業による、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、5案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

一「質疑なし」一

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号6番から8番まで3案件を審議いたします。 それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号6番は、若柳地区の田1筆 2,212㎡、所有権移転売買の1案件、番号7番は、若柳地区の田7筆 10,886㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、番号8番は、若柳地区の田17筆 12,116㎡、農地中間管理事業による、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、3案件を説明。

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

一「質疑なし」一

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から8番までの8案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

一「異議なし」一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から8までの8案件については、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第11、議案第5号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。 はじめに、第1区の番号1番の1案件を審議いたします。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

配分計画の利用権を設定する者は、農地中間管理機構となります。

第1区の番号1番は、一迫地区の田2筆 3,957㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

配分計画の利用権を設定する者は、農地中間管理機構となります。

第2区の番号2番は、若柳地区の田17筆 12,116㎡、農地中間管理事業による 新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

一「質疑なし」一

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用配分計画についての、番号1番・2番の2案件は、 原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

- 「異議なし」-

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用配分計画についての、番号1番・2番の 2案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第12、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。 はじめに、第1区の番号1番・2番の2案件を審議いたします。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 268㎡、願出地は、昭和20年ごろに願出 人の先代である父が住宅兼作業場を建築し地面はコンクリート舗装され、現在に至るもの で、農地への復旧は困難であり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田1筆 321㎡、願出地は、昭和57年ごろから願出人の 先々代である祖父が近隣の会社に駐車場として貸し出し、現在に至るものであり、今後農 地への復旧の予定は無く、雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、熊谷 初美 推進委員から報告願います。

熊谷 初美 推進委員

議案第5号 非農地証明願について、去る6月19日金曜日に4名にて、現地確認及び 書類審査を行いました。

番号1番については、願出地はほとんど宅地化されており、現在は空き家になっておりますが、周囲は宅地続きで近隣には農地が存在していないことから、特に問題がないものと判断いたしました。

2番については、願出地の周辺は宅地が続いており、駐車場として活用されている現状で、周囲にも農地がないことから、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号3番は、金成地区の田1筆 389㎡、及び畑1筆 689㎡、合計1,078㎡、願出地は、昭和52年ごろから願出人の先代が住宅及び納屋を建築して使用され、現在に至っているもので、農地として復元が難しいため、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、3番、阿部 一信 委員から報告願います。

3番、阿部一信委員

議案第6号 非農地証明願について、去る6月22日に4名にて現地を確認してまいりました、願出地は昭和52年に住宅及び作業場を建築したというわけですが、現在は空き家になっております。現地を確認したとろ農地としての復元はまず無理であり、許可に当たっては問題がないものと判断してまいりました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から3番までの3案件は、 原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

一「異議なし」一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から3番までの3案件は、原案のとおり、承認することに決しました。

議長

日程第13、議案第7号 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を定めることについて、を議題といたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

議案第7号につきましては、農業委員会等に関する法律等により、農業委員会は毎年度、 農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の事務状況について、翌 年度の6月30日までに公表することとされておりますので、その公表内容についてご審 議いただくものであります。 公表の内容は、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価につきましては、

- I 農業委員会の状況、
- Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化、
- Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、
- IV 遊休農地に関する措置に関する評価、
- V 違反転用への適正な対応、
- VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、
- VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、
- ▼ 事務の実施状況の公表等、の項目について実績を取りまとめたものであり、

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、Iの農業委員会の状況から Vの違反転用への適正な対応の今年度の活動計画である旨説明。

また、本件に対する意見の募集を市のホームページで5月13日から6月12日まで実施したが、意見の提出が無かった旨説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 「質疑なし」-

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を定めることについては、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

一「異議なし」―

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第7号、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検評価」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を定めることについ て、は、原案のとおり決定されました。

議長

日程第14、議案第8号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会 委員の選任について、を議題といたします。 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

議案第8号につきましては、栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱第3条第3項第1号の規定により、評価委員会は委員長に農業委員会会長、副委員長に農業委員会会長職務代理者、委員に農業委員会委員3名、農業委員会事務局長、農林振興部長の計7名となっており、このことから会長及び会長職務代理者を除く農業委員会委員から評価委員3名を選任していただくものである旨説明。

議長

議案の内容説明が終わりました。

それでは、栗原市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選任方法は、どのような方法で行うことといたしますか、お諮りいたします。

14番 多田 仁一 委員

ただ今、説明がありました評価委員会委員の選任方法につきましては、議長からの指名でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、議席番号 14番 多田 仁一 委員から、会長からの指名により選任しては、 との発言がありましたが、これにご異議ございませんか。

―「異議なし」―

議長

ご異議なしと認めます。

よって、栗原市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選任方法は、会長から指名することに決しました。

議長

暫時休憩いたします。(午後 2時30分)

一 休 憩 一

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時32分)

それでは、栗原市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会 委員を指名いたします。

1区、議席番号 9番 曽根金雄 委員、

2区、議席番号 5番 岩淵敬一 委員、

3区、議席番号 17番 岩 渕 弘 委員の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

一「異議なし」一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第8号 栗原市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会 委員については、

議席番号 9番 曽根金雄 委員、

議席番号 5番 岩淵敬一 委員、

議席番号 17番 岩 渕 弘 委員、に決定いたしました。

議長 (会長)

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和2年 第6回 栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご苦労様でした。

< 午後 2時 33分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員